

添付法令資料 4 :

健康保障に関する 2018 年 9 月 17 日付インドネシア共和国大統領規則 No.82(目次)
同月 18 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 加入者及び加入
 - 第 1 節 健康保障の加入者 (第 2 条ないし第 5 条)
 - 第 2 節 健康保障への加入の管理
 - 第 1 款 加入者の登録 (第 6 条ないし第 19 条)
 - 第 2 款 加入ステータスの変更 (第 20 条ないし第 26 条)
 - 第 3 節 解雇を経験した加入者 (第 27 条)
- 第 3 章 保険料
 - 第 1 節 保険料の額 (第 28 条ないし第 38 条)
 - 第 2 節 保険料支払いの手続 (第 39 条ないし第 44 条)
 - 第 3 節 保険料の余剰分及び不足 (第 45 条)
- 第 4 章 健康保障の給付
 - 第 1 節 保障される給付 (第 46 条ないし第 51 条)
 - 第 2 節 保障されない給付 (第 52 条)
 - 第 3 節 保障実施者間の調整 (第 53 条及び第 54 条)
- 第 5 章 医療サービスの実施
 - 第 1 節 医療サービス手続 (第 55 条ないし第 57 条)
 - 第 2 節 医薬品、健康器具及び消耗治療材料のサービス (第 58 条ないし第 62 条)
 - 第 3 節 緊急事態におけるサービス (第 63 条)
 - 第 4 節 条件を満たす医療施設ではない状況におけるサービス (第 64 条及び第 65 条)
- 第 6 章 医療施設
 - 第 1 節 医療サービスの実施者 (第 66 条ないし第 68 条)
 - 第 2 節 医療施設への支払いの料金基準及びメカニズム (第 69 条ないし第 81 条)
- 第 7 章 健康保障の実施における品質管理及び費用管理 (第 82 条ないし第 88 条)
- 第 8 章 情報サービス及び訴訟対応 (第 89 条及び第 90 条)
- 第 9 章 紛争解決 (第 91 条)
- 第 10 章 健康保障プログラムの実施における不正 (詐欺) の予防及び対応 (第 92 条ないし第 95 条)
- 第 11 章 監督、モニタリング及び評価 (第 96 条ないし第 98 条)
- 第 12 章 地方政府の支援 (第 99 条ないし第 102 条)
- 第 13 章 経過規定 (第 103 条)

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所